

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	山田地区 (山田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稲と露地野菜の複合経営が中心であるが、小さい集落で、担い手も少なく、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。農地の一町の面積も小さく、農道も狭いため、大型機械による効率化もできず、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。また、地域内の農地は法面が多く、草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に労働力が必要であるが、多面的機能支払交付金事業にも取組んでおらず、今後は非農家も含めた地域資源の維持管理における実施体制の構築が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は中山間地域のため、畦畔が大きく、草刈りに係る労力が大きい。担い手の確保含め、人員の確保が重要である。また、水稲を中心に農業を行っていくが、農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け、効率的な農業経営ができるよう努める。また空き農地は極力、隣接で耕作する者が借受けができるよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
他の集落の活用状況を踏まえ、農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は、専業農家が少なく兼業農家が多い。作業や機械の共同化を進め、集落営農組織の法人化の気運が高まれば進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での作業効率を高めるため、ドローンを活用した水稻の病害虫防除作業などを共同で行う場合は、JAに委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--